

和解協定書

ソーラーシリコンテクノロジー株式会社（以下、「会社」という）と全日本金属情報機器労働組合、同千葉地方本部、同ソーラーシリコンテクノロジー支部（以下、総称して「組合」という）、並びに組合に所属する組合員は、2010年10月25日付解雇等に係わる争議を全面的に解決し以下のとおり和解協定書を締結する。会社と組合は、労使紛争の終結にあたり、今後、対等で良好な労使関係を構築するために努力を惜しまず、会社の発展と生産・営業の効率化と改善、従業員の雇用・労働条件の維持向上のために協力することを相互に確認する。

記

1 解雇の撤回と職場復帰

- (1) 会社は、千葉地裁木更津支部における平成23年3月30日付け仮処分決定（以下「本仮処分決定」という）を深く受け止め、別表1記載のNo.1～No.10の組合員らおよび別表2に記載の組合員に対する2010年10月25日付解雇の意思表示を撤回する。
- (2) 会社と組合は、会社と別表1記載のNo.1～No.10の組合員らおよび別表2に記載の組合員との間の雇用契約を2010年10月25日付で合意解約することを相互に確認する。
- (3) 会社は、2012年1月5日付けで、別表1記載の組合員11名を再雇用する。ただし、会社は、有給休暇の日数については、前項の合意解約がなかったものとし計算して付与するものとし、その他、対外的に別表1記載の組合員らの勤続年数が問題となる場合には、組合員らに対する便宜を図るものとする。
- (4) 組合は、別表1および別表2記載の組合員らが本仮処分決定にもとづき受領した仮払金を全額会社に返済する。
- (5) 会社は、2012年1月5日付けで、別表1記載の組合員らについて、労働保険の加入を行い、社会保険については、厚生年金・協会健保に切り替える。

2 組合員の職場復帰後の処遇・業務等

- (1) 会社は、組合との事前協議なしに、組合員らに対する一時帰休を行わない。
- (2) 組合員らの職場復帰後の基本給は2012年3月31日までは別表1「基本給1」のとおりとし、同年4月1日以降は別表1「基本給2」のとおりとす。ただし、会社の業績が改善しない場合には、同年4月1日以降の基本給についても、会社と組合

で協議して決定するものとする。

- (3) 組合員らの職場復帰後、3カ月以内の一定期間、社内外で実務研修を実施し、業務の必要性と本人の希望等を考慮した上で労使協議のうえ職場・業務に配属する。

3 対等で円満な労使関係の確立と労使間のルール

- (1) 会社はJMIUソーラーシリコンテクノロジー支部を労働組合法に照らし正当な労働組合として認め、不当労働行為、支配介入を行わない。
- (2) 会社は、労働者の雇用、賃金・労働条件の変更、その他、組合員の権利にかかわる施策については事前に組合と協議し組合との合意を得て実施する。
- (3) 会社は、組合が、合理的な範囲内で、コピー機、電話を業務に支障が生じない範囲で使用することを認める。組合は、コピー機、電話の使用履歴を記録し、実費を精算するものとする。その他の会社施設・設備の使用および掲示板の設置については、会社および組合が、今後、誠実に協議の上、決定する。
- (4) 会社と組合は、相手側より団体交渉を申し入れられた場合は特段の事情がないかぎり、速やかかつ誠実に交渉に応じる。

4 経営改善のための協力体制の確立

- (1) 会社は、組合が、会社の経営方針や財務状況等の資料の開示を求めた場合は速やかに応じる。
- (2) 会社と組合は、労使が協力して経営困難を打開するため、「労使協議会」を設置することで合意する。委員会の構成メンバー、運営方法等については別途労使協議して定める。
- (3) 会社は、事業所の縮小・廃止・統廃合・移転、生産移管、分社化、他社との合併・統合・業務提携、営業譲渡、会社解散、破産・民事再生・会社更生など法的手続きや私的整理の開始など労働者の雇用・労働条件に重大な影響を与える経営施策については、組合と事前に協議し理解を得るよう努力する。

- 5 会社と組合、組合員らは、本和解協定書で確認された事項以外に、本和解協定書締結までに生じた雇用契約上の債権債務がないことを確認し、組合は、組合員が本和解書に基づかずに会社に請求することがないことを保証する。また、本和解協定書に疑義が生じた場合、会社と組合は誠意をもって協議し解決をはかる。

以上

2012年12月 2日

和解協定書

(会社) ソーラーシリコンテクノロジー株式会社

代表取締役 手塚 博文



(組合) 全日本電子機器労働組合

中央委員会 生熊 茂実



同 東京支部
執行委員長 稔



同 ソーラーシリコンテクノロジー株式会社
執行委員長 諏訪 充



ソーラーシリコンテクノロジー株式会社(以下「会社」といふ)と、全日本電子機器労働組合(以下「組合」といふ)は、並びに組合に所属する組合員ら(以下「組合員」といふ)と、2010年10月25日付で合意した「本協定」に基づき、以下のとおり和解協定を締結し、以下のとおり和解協定を履行する。会社と組合は、本協定の締結にあたり、今後、対等であり、互いに利益を追求し、労務協力の促進と生産・営業の効率化と改善、従業員の就業の安定と福利の向上を相互に確約する。

- (1) 会社は、千葉県地方労働委員会(以下「調停委員会」といふ)の調停(以下「調停決定」といふ)を強く要請し、2010年10月25日付の組合員らおよび別表2に記載の組合員に対する2010年10月25日付解雇の意思表示を撤回し、2010年10月25日付で解雇を撤回する。
- (2) 会社と組合は、会社と別表1記載の組合員ら及び別表2に記載の組合員との間の雇用契約を2010年10月25日付で合意解約することを相互に確約する。
- (3) 会社は、2012年1月5日付けで、別表1記載の組合員11名を再雇用する。ただし、会社は、有給休暇の日数については、前項の合意解約がなかったものとし計算して付与するものとし、その他、対外的に別表1記載の組合員らの勤続年数が問題となる場合には、組合員らに対する便宜を図るものとする。
- (4) 組合は、別表1および別表2記載の組合員らに本協定処分決定にもとつき受領した仮払金を全額会社に返納する。
- (5) 会社は、2012年1月5日付けで、別表1記載の組合員らについて、労働保険の加入を行い、社会保険については、厚生年金・協会健保に切り替える。

2 組合員の職場復帰後の処遇・業務等

- (1) 会社は、組合との事前協議なしに、組合員らに対する一時帰休を行わない。
- (2) 組合員らの職場復帰後の基本給は2012年3月31日までは別表1「基本給1」のとおりとし、同年4月1日以降は別表1「基本給2」のとおりとする。ただし、会社の業績が改善しない場合には、同年4月1日以降の基本給についても、会社と組合